

香川県文化芸術振興審議会規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第96号

香川県文化芸術振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）第23条の規定に基づき、香川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員以外の者の意見の聴取)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策部文化振興課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。